

<目次>

- 消費者機構日本 第8回通常総会ならびに記念企画の日程のご案内
- ワールドアベニュー差止請求訴訟次回期日案内
- 三井ホームエステート差止請求訴訟次回期日案内
- 国際デンタルクリニック駒沢 合意書締結と公表
- 2/16 消費者関連法制の整備を求める院内集会報告
- 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期制定を求める都道府県議会意見書採択状況
- 事務局体制変更のご案内

消費者機構日本 第8回通常総会の日程のご案内

2011年度の事業報告と決算を承認いただくとともに、2012年度の活動方針を共有し、その方針に従って活動を推進する役員を選任する等の趣旨で、第8回通常総会を下記日程で開催いたします。正式なご案内は、5月中旬に会員の皆様にお送りします。今回は、日程・会場のみご案内いたしますので、よろしくご予定くださいますようお願いいたします。

<第8回 通常総会>

日時 2012年6月2日(土) 13時00分～14時30分

会場 弘済会館 4階 蘭 住所 東京都千代田区麹町5-1

<総会記念企画>

日時 2012年6月2日(土) 15時00分～17時00分

会場 弘済会館 4階 蘭 住所 東京都千代田区麹町5-1

※ 企画内容は、あらためて5月中旬にご案内します。

※ 時間帯に若干の変更の可能性がございます。ご了承ください。

※会場地図



## ㈱ワールドアベニューに対する差止請求訴訟「第4回期日」のご案内

当機構が2011年9月14日に東京地方裁判所へ提起しました、「株式会社ワールドアベニュー」(留学あっせん事業者)に対する差止請求訴訟につきまして、第4回期日を以下のとおりご案内いたします。

本件訴訟に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも、多くの傍聴参加をご検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、第4回期日終了後には、裁判内容の説明会の開催を予定しています。

### 第4回期日の日時等

1. 日 時 …2012年4月23日(月) 午前11時00分～
2. 場 所 …東京地方裁判所民事第8部 601号法廷

※同法廷は、東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎(法務省合同庁舎C棟)6階にあります。

### 傍聴参加の連絡等

第4回期日への傍聴参加については、事前に人数を確認したいと思いますので、お手数ですが、傍聴参加ご希望の方は、消費者機構日本事務局へ2012年4月20日(金)までに、「メール[saitou@coj.gr.jp](mailto:saitou@coj.gr.jp)」又は「FAX(03-5216-6077)」でご連絡くださいますようお願いいたします。

傍聴参加のご連絡にあたっては、次の内容を必ず記載いただき、お知らせいただきますようお願いいたします(連絡書式等は特にございませぬ)。

- ①「所属」
- ②「お名前」
- ③「電話・メールアドレス」

## 三井ホームエステート㈱に対する差止請求訴訟 第7回期日・説明会のご案内

当機構は2010年9月6日、三井ホームエステート㈱に対して差止請求訴訟を提起しました。本裁判の第7回期日が下記日時・場所で開催されますので、傍聴参加をお願い申し上げます。

本裁判は提訴以降、約1年半が経過しました。この間、差止請求の対象とした一部条項については裁判外で合意書を締結して訴えを取下げたこと等から、現在は「更新料条項」と「貸室の明渡し遅延時の使用損害金条項」について審理が行われていますが、第7回期日をもって弁論は終結する予定となっておりますので、是非、傍聴をお願い申し上げます。

また、裁判終了後には、当方の代理人弁護士から裁判内容に関する説明会を開催します。

当日の傍聴・説明会の出席者数について、事前に人数を確認したいと思います。出席希望の方は「①所属②お名前③電話・メールアドレス」を事務局宛(メール[saitou@coj.gr.jp](mailto:saitou@coj.gr.jp)、FAX03-5216-6077)に、5月11日(金)までにご連絡ください。

#### <第7回期日>

日 時：2012年5月17日(木) 午前11時～

場 所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷(※)

※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎(法務省合同庁舎C棟)6階

#### <説明会>

日 時：2012年5月17日(木) 第7回期日終了後(午前11時30ごろから)

場 所：東京弁護士会 会議室の予定

#### <国際デンタルクリニック駒沢>

「歯科治療を中途解約した際には治療費(既払金)は一切返還しない」との不返還条項が削除され、「適正な清算を行う」旨の規定に是正されました。!

消費者機構日本は2009年11月、国際デンタルクリニック駒沢に対して、患者との間で取り交わされていた「同意書」「診療計画」に記載されていた不返還条項が消費者契約法第9条1号に抵触する不当条項の可能性があると、該当条項の削除と中途解約時の適正な清算を申し立てました。

#### <「同意書」及び「診療計画」の問題点>

国際デンタルクリニック駒沢は、歯科医療の開始にあたり患者に対し、治療に関する「診療計画」を示すとともに「同意書」を求めておりました。それらの書面にはそれぞれ以下の問題となる記載がありました。

「同意書」…本契約が途中で解約された場合、貴院に対し私はその理由の如

何を問わず、それまでにお支払いした治療費の返還を求めません。

「診療計画」・契約破棄の場合、お納めの金額は払い戻しません。

#### <協議経過>

当該医院からは「同意書」等における治療費の不返還条項と中途解約の清算に関しては、下記内容に是正するとの回答が届きました。

- ①「同意書」「診療計画」から不返還条項を削除する。
- ②患者から中途解約の申入れがあった場合は「治療の進行状況の割合による報酬や事務経費を超える支払いを求めず、受領済みの費用等を適正に精算する運用をする。

また、上記内容に改定し、「同意書」と「診療計画」とを統合したとする新しい「同意書」が、当該医院から提供されました。この同意書では、治療費の中途解約に関する部分は「本契約が途中で解約された場合、貴医院に対し、私は解約までに生じた費用を支払います。」との内容となっています。

#### ○治療費の明細記載等の改善要請について

当該医院の新しい「同意書」は、治療費の不返還条項が削除等され、消費者契約法第9条1号の問題はなくなりました。しかし当機構は、治療を途中解約した場合に治療費の清算に問題が生じないように、治療契約時に材料費や技工料など費用の内訳明細を交付すること等を求める改善要請を行いました。

当該医院からは、新しい「同意書」に治療費の内訳欄（今まで「契約金額」と一括表示していた費用を「診断及び治療計画料」「施術料」「諸経費」と区別した）を設ける等の回答が改定後の「同意書」とともに届きました。

当機構と国際デンタルクリニック駒沢の協議の結果、改訂後の「同意書」には消費者契約法第9条1号に該当する不当条項はなくなりましたので、2012年2月29日合意書を締結して協議を終了しました。

※詳細内容（申入れ書、回答書面、合意書）はホームページを参照してください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_120224\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_120224_01.html)

## 今国会での消費者関連法制の整備を求める！ 第1回院内集会が開催されました！



2.16 集会に参加された各政党代表者など

平成24年通常国会に提出が予定されている消費者関連法案について、一日も早い成立が必要であることを国会議員の皆様にご理解いただけるよう、全国消費者団体連絡会の呼びかけにご賛同いただいた24団体の主催で、2012年2月16日（木）17時より、「今国会での消費者関連法制の整備を求める！第1回院内集会」を開催しました。

会場である衆議院第二議員会館1階の多目的会議室には、全国から消費者団体、法律関係者、一般市民、国会議員、政党事務局、消費者庁など、全体で131名にお集まりいただきました。

集会は、全国消費者団体連絡会の阿南事務局長の司会により、主催団体の一つである消費者機構日本の青山 侑会長の主催者挨拶でスタートしました。青山会長は消費者行政の歴史的な背景を交えながら、法案の早期成立を呼びかけました。

続いて消費者庁より、次の3つの法案について説明がなされました。

- ①「消費者安全法改正案」（すきま財産事案、消費者事故調査機関の設置）
- ②「特定商取引法改正案」（押し買い被害対応）
- ③「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」

そして政党・会派を代表して、次の国会議員の皆様から、法案制定に向けたご意見や決意をご表明いただきました（ご発言順）。

公明党 大口義徳 衆議院議員  
社会民主党 吉泉秀男 衆議院議員  
民主党 和田隆志 衆議院議員  
自由民主党 石井みどり 参議院議員

国会議員の皆様からは、三つの法律案の成立に向けてご尽力いただく旨、ご発言いただきました。更には議員立法による「消費者教育推進法」についてもご発言いただき、早期の成立を目指して審議を進めていくことなどをお話しいただきました。

消費者庁の説明と国会議員の皆様のご発言を受けて、参加団体より、次の項目についてそれぞれ、各法案の早期成立を求める意見や制度の充実に向けた意見の表明を行ないました。

- 消費者安全法 消費者事故の原因調査機関について  
…新しい事故調査機関実現ネット 河村真紀子さん
- 消費者安全法 すきま財産事案について  
…日本弁護士連合会 弁護士 佐々木幸孝さん
- 特定商取引法改正  
…（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 唯根妙子さん
- 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度  
…適格消費者団体 京都消費者契約ネットワーク 長野浩三さん

最後に、主催者団体を代表して、全国消費者協会連合会事務局長の長見萬里野さんより、集会アピールを読み上げてお集まりの皆さんに確認いただき、閉会挨拶を行なって会を終えました。

## 《2.16 第1回院内集会の共催団体名》

### 《主催団体》

あいち消費者被害防止ネットワーク、神奈川県消費者団体連絡会、京都消費者契約ネットワーク、埼玉消費者被害をなくす会、消費者機構日本、消費者支援機構関西、消費者支援ネット北海道、消費者ネットおかやま、消費者ネット広島、全大阪消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、全国消費者協会連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、東京消費者団体連絡センター、長野県消費者団体連絡協議会、日本消費者協会、日本消費者連盟、日本消費生活専門相談員協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会、日本弁護士連合会、ひょうご消費者

ネット、労働者福祉中央協議会（以上、24団体）

《後援団体》

日本司法書士会連合会

《2.16 第1回院内集会で採択した「集会アピール」》

### 今通常国会での消費者関連法案の成立を求めるアピール

2004年6月に施行された「消費者基本法」では、第二条（基本理念）において消費者の権利を次のように規定しています。

『消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における**基本的な需要**が満たされ、その健全な**生活環境が確保**される中で、消費者の**安全**が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な**選択**の機会が確保され、消費者に対し必要な**情報及び教育**の機会が提供され、消費者の**意見**が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に**救済**されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。』

私たちは、消費者基本法に則り、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援をすすめる観点から、様々な制度の整備を求めてまいりました。2009年にその活動が結実し、全会一致の国会議決により、消費者が主役となる社会の実現に向けて消費者庁と消費者委員会が創設されました。

しかしながら、消費者庁と消費者委員会創設の後も、次々と新種の消費者被害が発生し、消費者事故も後を絶たず、新たな法制度の整備が求められる状況にあります。

そのような中、今通常国会において、消費者庁設置後はじめて、「**消費者安全法の一部を改正する法律案**」「**特定商取引法の一部を改正する法律案**」、そして「**集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案**」（仮称）が提出されることが明らかになりました。

「**消費者安全法の一部を改正する法律案**」は、二つの改正内容からなっています。ひとつは、消費者事故の原因究明と再発・拡大防止のための提言を行う事故調査機関の新設です。もうひとつは、法律のすき間において消費者に重大な財産被害を生じさせている事業者に対する勧告・命令の導入です。

「**特定商取引法の一部を改正する法律案**」は、近年被害が拡大している訪問買取についてクーリングオフ等の法的措置を講ずるものです。

「**集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案**」（仮称）は、共通の原因で多数発生する消費者被害の回復を一定の消費者団体ができるようにする制度です。

これらの消費者関連法案は、いずれも消費者基本法が掲げる「消費者の権利」の実現にとって欠かせない重要な法案です。私たちは、今国会において、充実した審議が行わ

れた上で、確実に可決・成立することを切望するものです。今国会中によりよい法案として可決・成立させるために、私たちは消費者問題に関する団体としての決意と自覚を持って、行動と発信を続けてまいります。

消費者の要望を反映し、実効性のある法制度として成立させるために、本日の集会の趣旨にご賛同・ご参加いただいた政党と国会議員の皆様には、私たちの思いや願いをご理解いただき、国会での充実した迅速なご審議に基づき、今通常国会で消費者関連法案の可決・成立に向けて、引き続きご尽力いただきますことを、心よりお願いするものです。

2012年（平成24年）2月16日

今国会での消費者関連法制の整備を求める！第1回院内集会  
主催団体一同

## 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期制定を求める 都道府県議会意見書採択状況

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が、今通常国会への提出を目指して、政府で検討されています。政府での制度検討を後押しするとともに、国会提出後の国会審議を促進する趣旨で、都道府県議会での意見書採択の取り組みを、全国消団連、日本生協連とともに各都道府県の生協連や消費者団体に呼びかけてまいりました。また、日本弁護士連合会でも、単位弁護士会に呼びかけをすすめていただきました。

これらの呼びかけに呼応して、各地で、意見書採択の取り組みがすすめられ、3月末までで下記の17都府県で意見書が採択されています。

### 【意見書が採択された都府県】

青森県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、東京都、長野県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、長崎県、大分県

## 事務局体制変更のご案内

3年間勤務しました高田昌明が、4月6日をもって退任となり、後任として、西部聡美が着任いたしました。次の体制・分担で事務局の業務をすすめてまいります。引き続き、よろしく願い申し上げます。

磯辺浩一（統括）、吉備幸絵（主任、第4ワーキング、第5ワーキング）、  
小倉健吾（第1ワーキング、第2ワーキング）、西部聡美（第3ワーキング）、  
小嶋幹雄（政策課題、消費者志向経営セミナー等）、齋藤敦子（総務、経理）